

中越地域

# 障害者雇用 促進セミナー

「障害者に担当してもらう仕事が見つからない」「ケガや事故が心配」「他社はどんな取組みをしているの?」といった障害者雇用を考えるうえで立ちはだかる問題について、考える機会となるようなセミナーを開催します。

日時 平成28年12月9日(金) 13:30~16:00  
会場 ハローワーク長岡3F 共用会議室  
長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎

～医療・福祉から雇用へ～をテーマとし次の医療機関・支援機関から講師をお招きして、障害者雇用を取り巻く最新の状況等についてお話しいただきます。(敬称略)

【医療法人崇徳会 田宮病院】【社会福祉法人中越福祉会 みのわの里 障がい者就業・生活支援センターこしじ】【長岡市立高等総合支援学校】【社会福祉法人こすもすの会 こすもす作業所】

セミナー終了後、会場に「障害者雇用よろず相談コーナー」を設置して、ハローワーク職員が待機します。お困りことやご質問などお気軽にお立ち寄りください



◆ 裏面の参加連絡票にご記入の上、FAXにてハローワーク長岡へ送信願います ◆

主催：ハローワーク長岡 共催：長岡市雇用対策協議会（長岡市・長岡市商工会議所・ハローワーク）

◆ 参加連絡票（FAX送信票） ◆ FAX番号0258-34-4844

中越地域障害者雇用促進セミナー（平成28年12月9日 13:00～）

参加企業・機関名		
所在地・電話番号	所在地	電話番号
参加者の役職・部署、 氏名	役職又は部署名	氏名
	役職又は部署名	氏名
	役職又は部署名	氏名

お問い合わせ先 ハローワーク長岡専門援助部門 高橋（TEL：0258-32-1181 部門コード42#）

※ 障害者の雇用について、お困りごとや不明な点、ハローワークに聞いてみたいことなどがありましたらご記入ください。  
（担当職員が個別に相談・対応します）

## 大切なお知らせです 法定雇用率の算定基礎の見直しについて

◎ 法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障害者が追加されます。

【施行期日平成30年4月1日】

◎ 法定雇用率は原則5年ごとに見直しされます。

⇒ 施行後5年間（平成30年4月1日～平成35年3月31日）までは猶予期間とし、精神障害者の追加に係る法定雇用率の引き上げ分は、計算式どおりに引き上げないことも可能としています（激変緩和措置）

※ 具体的な引き上げ幅は、障害者の雇用状況や行政の支援状況等を踏まえ、労働政策審議会障害者雇用分科会で審議されます。

### 【法定雇用率の計算式】

$$\text{法定雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用雇用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用雇用労働者数} - \text{除外率相当労働者数} + \text{失業者数}}$$

赤字部分が追加となります

### 【激変緩和措置の内容】

- 平成25年4月1日～平成30年3月31日  
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率（2.0%）
- 平成30年4月1日～平成35年3月31日  
身体障害者・知的障害者を算定基礎として計算した率 と、  
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率 との間で政令で定める率
- 平成35年4月1日以降  
身体障害者・知的障害者・精神障害者を算定基礎として計算した率